

自動車等を公売します

☎ 滞納整理課 (☎65-6517)

市税等の滞納により差し押さえた自動車等を、インターネットにより公売します。

参加するには、申込が必要です。

【参加申込期間】

8月17日(木) 13時～9月4日(月) 23時

【入札期間】

9月11日(月) 13時～9月13日(水) 23時

【参加資格】

国税徴収法および条例等で参加を制限されている人を除き、どなたでも参加できます。

※公売金額、参加の方法等は、市ホームページをご覧ください。

※Yahoo!官公庁オークションにより公売します。

※公売は中止になる場合があります。



▲自動車



▲家庭用高圧洗浄機

多文化共生のまちづくり 市民会議委員を募集します

☎ 市民活躍課 (☎65-8711)

本市には現在約3,000人の外国人市民が暮らしています。国籍にかかわらず誰もがいきいきと暮らせる「多文化共生のまちづくり」を進めるため、長浜市多文化共生・国際化のまちづくり市民会議を開催します。年間を通して、当会議に委員として参画していただける人を募集します。ぜひご応募ください。

【募集対象】

市内在住または在勤の18歳以上で、多文化共生などに関心のある人

【活動内容】

年3回程度開催する会議への出席

【募集人数】

2人程度(選考)

【応募方法】

応募用紙に必要な事項を記入し、直接または郵送、FAX、メールで左記まで。

※応募用紙は、担当課にあります。また市ホームページからダウンロードすることもできます。

【応募締切】

8月18日(金) 必着

問合せ・応募先

市民活躍課(本庁舎3階)

〒526-8501 八幡東町632

☎65-8711 ☎65-6571

✉ katsuyaku@city.nagahama.lg.jp

侵略的外来種による被害の 防止にご協力ください

☎ 環境保全課 (☎65-6513)

外来種の中で、地域の自然環境に大きな影響を与え、生態系だけでなく農林水産業や人に悪影響を及ぼすおそれのあるものを「侵略的外来種」といい、早期発見・駆除などが必要とされています。身近な動植物では、オオキンケイギクやブラックバスがその代表です。

外来種による被害を防止するためには、「入れない・捨てない・広げない」の3原則を守る必要があります。外来種の生息域を拡げないようにしましょう。

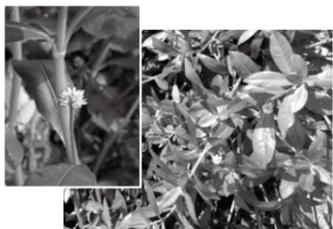
外来種の種類や具体的な駆除方法については、環境省や滋賀県、市ホームページをご覧ください。



▲オオキンケイギク
(花はコスモスに似て直径5～7cmの黄橙色)

〈県内で問題になっている外来水生植物〉

ナガエツルノゲイトウは、琵琶湖(特に南湖)やその周辺水域で分布を拡大して大繁殖し、様々な問題を引き起こしています。小規模ながら長浜市内でも生育が確認されており、市では関係機関と協力しながら駆除を行っています。



▲ナガエツルノゲイトウ
(花は白色で、1.5cmほどの球状)

意見を募集します

社会福祉法第107条に基づき、市民・地域組織・行政がともに連携し、地域福祉の推進を図るため、第2期長浜市地域福祉計画(案)をとりまとめましたので、皆さんからの意見を募集します。

【募集期間】 8月30日(水) 必着

【閲覧場所】 担当課・市政情報コーナー、北部振興局、各支所、市ホームページ

【提出方法】 任意の様式に①住所、②氏名、③電話番号を明記し、直接または郵送、FAX、メールのいずれかで左記まで。

問合せ・提出先

社会福祉課(本庁舎1階)

〒526-8501 八幡東町632

☎65-6536 ☎64-11767

✉ fukushi@city.nagahama.lg.jp

8月27日(日)は「ゴミの 持込みが可能です」

☎ 環境保全課 (☎65-6513)

クリスタルプラザ、クリーンプラントおよび伊香クリンプラザでゴミの持込みを受け付けていますので、ご利用ください。

◆受付時間

8時30分～12時、13時～16時30分

◆次回の持込み受付予定日

9月24日(日)

現況届・所得状況届を 提出してください

左表にある各種手当を受給している人は、現況届または所得状況届を提出してください。

これにより、前年の所得と受給資格を確認します。届出がない場合、手当が受けられなくなりますので、必ず提出してください。



各種証明書の交付手数料

	窓口	マルチコピー機
住民票の写し 印鑑登録証明書 所得(課税)証明書	300円	150円

対象となる手当	提出書類	提出期間	問合せ・提出先
児童扶養手当	現況届 その他 必要書類	8月1日(火) ～31日(木)	子育て支援課 (本庁舎1階) ☎65-6514
特別児童扶養手当	所得 状況届	8月10日(木) ～9月11日(月)	しょうがい福祉課 (本庁舎1階) ☎65-6518
特別障害者手当			
障害児福祉手当			
(経過的)福祉手当			

※土日祝を除き、お盆の期間も受け付けます。